

あの・なはん

No.72

あの・なはん 盛岡弁で「あのねえ」と呼び掛けることば

「あの・なはん」は女性ボランティアの「あの・なはん編集委員会」が編集しています。担当：男女参画国際課 ☎626-7525

D Vを知っていますか

DV（ドメスティックバイオレンス）という言葉を知っていますか。DVとは「配偶者や恋人などの親密な関係にある（あった）パートナーからの暴力」をいいます。DVは「殴る・ける」など身体的な暴力の印象が強いですが、精神的な暴力など外からは見えにくいものもあります。DVを身近な問題として考えてみませんか。

1. 心を傷つけることもDVです

DVは、家庭内で起こることが多く、被害者が声を上げなければ表面化しにくい状況にあります。具体的には次のようなことがDVに挙げられます。

身 体的暴力

- ・殴る、ける
- ・髪を引っ張る
- ・物を投げつける
- ・刃物などの凶器を出して脅す——など

精 神的暴力

- ・うまくいかないことを相手のせいにする
- ・大声で怒鳴る、ののしる
- ・何を言っても無視する——など

社 会的暴力

- ・手紙やメールを無断でチェックする
- ・いつもどこに居るかを電話で確かめる
- ・実家や友人などとの付き合いを制限する——など

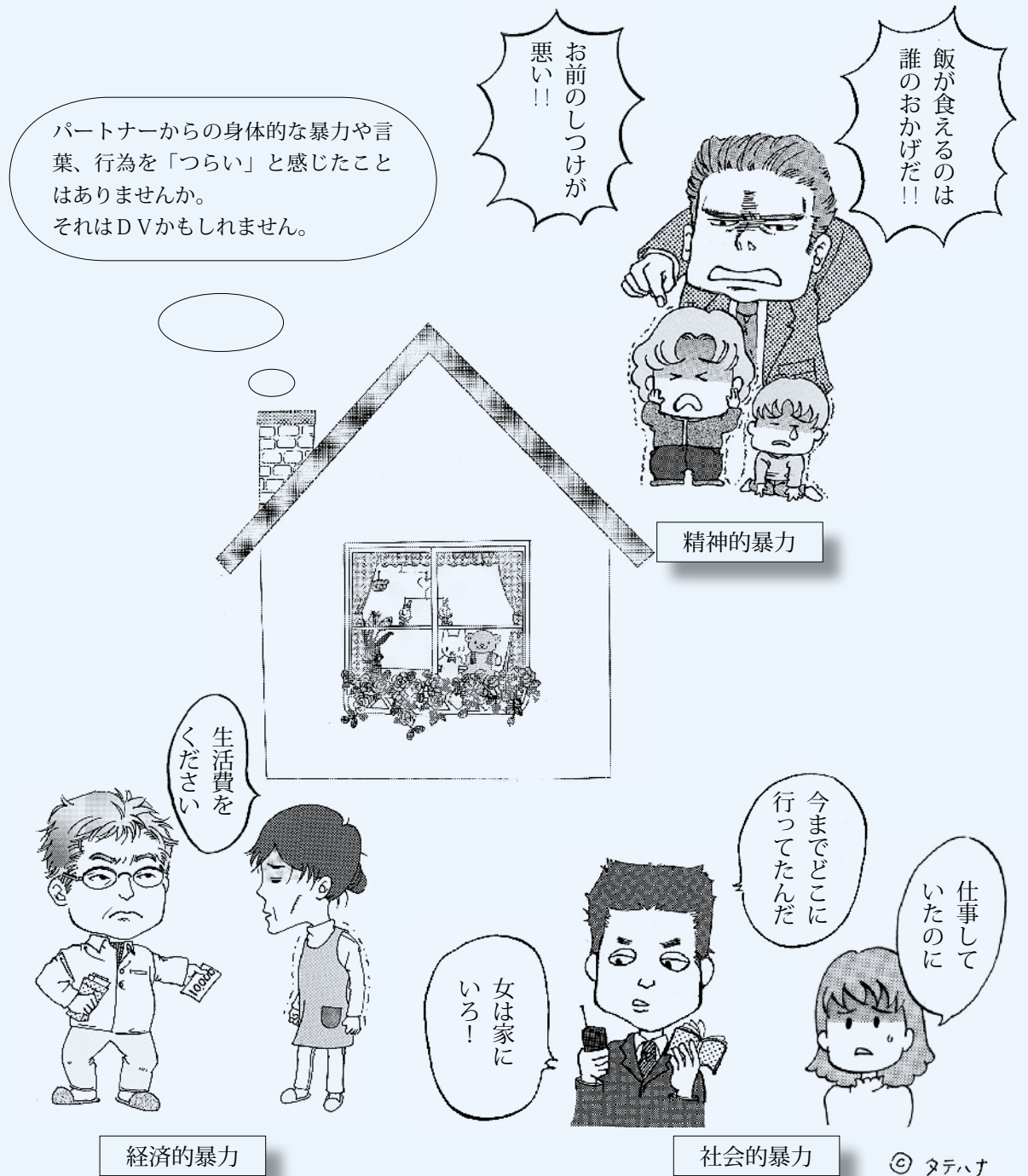
経 済 的暴力

- ・生活費を渡さない、使わせない
- ・収入を取り上げる
- ・外で働くことを妨げる——など

性 的暴力

- ・避妊に協力しない
- ・性的感染症をうつす
- ・見たくないポルノを見せる——など

DVは相手を緊張と恐怖で支配し、自尊心を傷つけるばかりでなく、自分らしく生きる力まで奪ってしまいます。



配偶者暴力防止法が強化改正 平成20年1月11日から施行

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、配偶者からの暴力に対する通報や相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力防止と被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

法律改正のポイントは保護命令*の対

象を拡充したことです。

改正のポイント

- ①これまでの保護命令は、身体への暴力を受けた人に限定されていたが、生命や身体に対する脅迫を受けた被害者も裁判所に申し立てができる
- ②被害者への電話や電子メールの禁止な

ど具体的な項目が加えられた

- ③被害者の親族なども加害者の「接近禁止命令」の対象になる

詳しくは、配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html> をご覧ください。

*保護命令：被害者の生命や身体に重大な危害が加えられると判断した場合に裁判所が発令。つきまといを禁じる「接近禁止命令」と住居からの退去を命じる「退去命令」の2種類がある

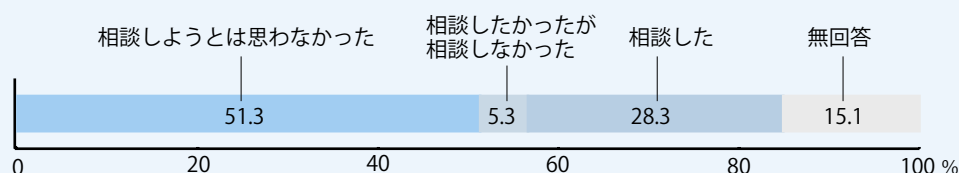
2. DVを受けた時に相談しましたか？

平成15年に岩手県が行った男女間における暴力に関する実態調査報告をみると、DV被害を受けても相談しなかった女性が56.6%もいました。

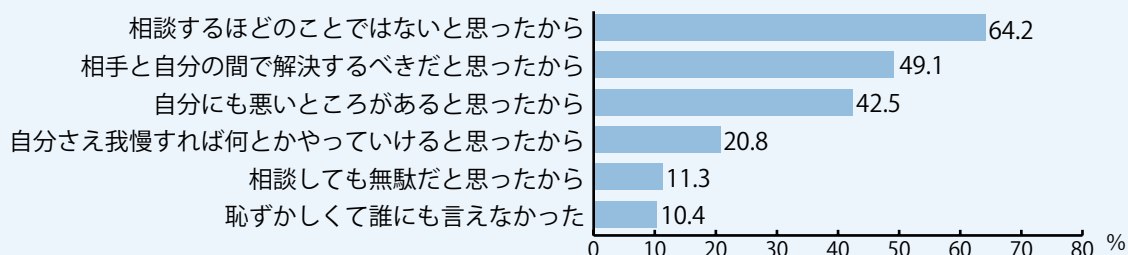
相談しなかった理由は「相談するほどのことではない」が最も多く、「自分たちだけで解決すべき」「自分にも悪いところがある」など、問題を自分の心に閉じ込めてしまっている様子が見られます。

妻だから、女だからなど社会通念にとらわれてDVの自覚がないことから「相談するほどのことではない」と思うってしまうようです。また、自分や周りの人に対する我慢やあきらめ、不信感などの気持ちもうかがうことができます。

グラフ1 DVを受けたときどうしましたか？



グラフ2 相談しなかった理由（複数回答）



男女共同参画に関する実態調査報告（主要テーマ：男女間における暴力）平成15年岩手県より

3. 相談して解決の道を探そう

自分や家族がDV被害を受けていると思ったら、問題を自分一人で抱え込まないで、相談機関に足を運んでみませんか。もりおか女性センターの相談員に、相談方法などについて話を聞きました。

①相談したいのですが

▶申し込みはどうすればいいですか

相談者は女性限定で、ゆっくり話を聞くために予約制です。予約は電話でも受け付けています。家族や友人など自分のこと

外でも相談できます。

▶相談方法を教えてください

面談相談と電話相談があります。時間はいずれも50分です。1回だけでなく継続して相談することもできます。

▶名前や住所を言わないといけませんか

無理には聞きません。

▶子ども連れでもいいですか

託児を希望する場合は事前に相談してください。

▶センターから自宅へ連絡はありますか

こちらから連絡することはありません。秘密は固く守ります。

②相談はどのように行われるのですか

▶気持ちをよく聞きます

うまく話せなくても心配いりません。相談者の気持ちを尊重し、話を聞きます。

▶問題の整理をお手伝いします

先入観や思い込みにとらわれていると身

動きできなくなりがちです。問題を整理することで、心が軽くなり解決に近づくことができます。

▶必要な情報を提供します

必要に応じて、法制度などの情報提供や書籍の紹介をします。ほかの機関につながることもあります。

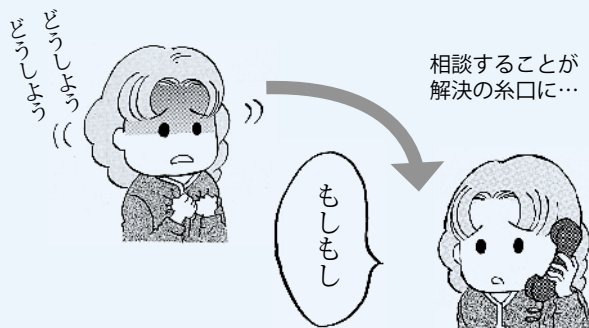
③DV被害から早く立ち直るには？

▶DVをよく知る

DVをよく知ることは、問題をいろいろな角度から見直すきっかけになります。

▶周囲に相談できる人（場所）を持つこと
一人で問題を抱えてあきらめずに、周りの人に助けを求めてください。相談しようと思うことは、すでに解決への一歩を踏み出しているのです。

※もりおか女性センターは、DV以外にも職場の人間関係や心身の不調など、女性が抱える悩みについても相談に応じています



4. 自分らしく前向きに生きよう

「亭主関白」に表されるような家父長制的な考え方が、DVを許す環境を作ってきたともいえます。しかし、どのような理由であっても暴力は決して許されることはありません。家という密室の中での暴力は、身近にある人権侵害です。しかも加害者自身に罪の意識が薄いという傾向があり

ます。

もし身近な人が暴力被害に遭っていたら、相談できる所があることを教えてあげてください。相談することで、暗闇から抜け出す人もいます。専門の相談機関の助けを借りて解決策を見だし、自分らしく前向きな人生を歩んでいきましょう。

■ 相談窓口 ■

- もりおか女性センター ☎604-3304
- 市児童福祉課 家庭・婦人相談 ☎626-7511
- 女性の権利ホットライン ☎0570-070-810
- 配偶者暴力相談支援センター
- ・男女共同参画センター ☎606-1762
- ・県福祉総合相談センター
- 平日（8時半～18時） ☎629-9610
- 夜間・土日・祝日（22時まで） ☎652-4152
- ・盛岡地方振興局保健福祉環境部 ☎626-6568

「あの・なはん」の編集員を募集します

【任期】4月から1年間【内容】あの・なはんの企画や取材、記事編集【対象】①市内在住の18歳以上②毎週水曜の日にボランティアで活動できる③男女共同参画に関心がある——のすべてに該当する人（イラストの得意な人歓迎）【定員】10人【活動場所】主にプラザおでって5階、もりおか女性センター

（中ノ橋通一）【申し込み】市役所若園町分庁舎2階男女参画国際課や、もりおか女性センター本館・別館などに備え付けの用紙に必要事項を記入し、3月21日（金）、17時までに男女参画国際課に持参ください。応募多数の場合は選考します

【問い合わせ】男女参画国際課 ☎626-7525

🐦 こちら編集室 🐦

- ・心を傷つける暴力は身近で起こりやすいです。お互いに気を付けましょう。（CHIYOKO）
- ・DVは本当にわたしに無関係？いえいえ、よく考えると・・・（鹿子）
- ・DVの解決には勇気が要ります。でも、その一歩に気付いてほしい。（テン）